

平成18年9月1日現在

インターネット上の有害情報に係る努力義務

都道府県	努力義務が課せられている者									
	何人	端末装置を 提供する	公衆の利用に 事業者等	端末装置の 販売・貸し付け 事業者	特定通信 役務提供者 (プロバイダ等)	保護者等	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例	条 例
北海道										
青森										
岩手										
宮城	16-1		16-2		16-3		16-3			
秋田										
山形										
福島			30の2-2		30の2-4		30の2-3		30の2-1	
東京			18の7-3				18の7-1,2		18の8	18の9
茨城										
栃木										
群馬										
埼玉			21の3		21の3				21の3	
千葉										
神奈川			23の2-2						23の2-1	23の2-3
新潟										
山梨										
長野										
静岡										
富山										
石川										
福井										
岐阜			31-2		31-3		31-3		31-1	
愛知			18の2-1		18の2-2		18の2-2		18の2-1	
三重			18の6-2		18の6-3		18の6-3		18の6-1	
滋賀										
京都			18の3-2		18の3-3				18の3-1	
大阪			26-1		26-2		26-2		26-3,4	27
兵庫			24の3-1		24の3-2		24の3-2		24の2	24の4
奈良	19の2-3				19の2-2		19の2-1			
和歌山			21の7-2		21の7-3		21の7-3		21の7-1	
鳥取 (情報提供者)	12の2-1				12の2-3		12の2-2			
鳥根										
岡山	25-1		25-2		25-3		25-3		27-1	
広島			42の2-2		42の2-3		42の2-3		42の2-1	
山口										
徳島			15の2-2		15の2-3		15の2-3		15の2-1	
香川			17の3-2		17の3-4		17の3-3		17の3-1	
愛媛	5の10-1		5の10-2		5の10-3		5の10-3			
高知										
福岡	11-2		14の2-1				15-3 / 規2-2		14の2-2	14の2-3
佐賀										
長崎										
熊本										
大分			22-2		22-4		22-3		22-1	
宮崎			22						22	
鹿児島	26の2-1		26の2-2		26の2-3		26の2-3			
沖縄										

- 「 」は、インターネット上の有害情報を青少年に閲覧等させない努力義務。
- 「 」は、フィルタリングソフトの活用等の自主措置の努力義務。
- 「 」は、青少年のフィルタリングの情報等提供の努力義務。
- 網掛けは、平成18年4月2日以降、平成18年9月1日までに施行された内容を示す。

インターネット上の有害情報に係る努力義務に関する条例の規定例

1 「何人」等に対して努力義務を課しているもの

<何人>

「何人も、青少年がインターネットの利用によって得られる情報であつて、その全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」（宮城県 第 16 条第 1 項）

「何人も、インターネットを利用して得られる情報の全部又は一部が第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該情報を青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない」（奈良県 第 19 条の 2 第 3 項）¹

「何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報でその内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下この条において「有害情報」という。）を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」（岡山県 第 25 条第 1 項）

「何人も、インターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するものと認められる情報（以下「有害情報」という。）を、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。」（愛媛県 第 5 条の 10 第 1 項）²

「何人も、通信番組の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その内容の全部又は一部を青少年に見せ、聞かせ、又は読ませないように努めなければならない」（福岡県 第 11 条第 2 項）³

「何人も、インターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」（鹿

¹ 「性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（第 18 条第 1 項第 1 号）、「青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（同第 2 号）

² 「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（第 4 条第 1 項第 1 号）
「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（同第 2 号）
「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（同第 3 号）

³ 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（第 11 条第 1 項第 1 号）、「青少年の残虐性を助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（同第 2 号）

児島県 第 26 条の 2 第 1 項)

<その他>

「インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。」(鳥取県 第12条の2第1項)⁴

⁴ 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(第 11 条第 1 項第 1 号)、「青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(同第 2 号)

2 端末装置を公衆の利用に供する事業者等に対して努力義務を課しているもの
「インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を一般の利用に供する者は、フィルタリング（インターネットの利用によつて得られる情報について、一定の条件により受信するか否かを選択することのできる仕組みをいう。以下同じ）の機能を有するソフトウェアの活用その他の方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない」（宮城県 第16条第2項）

「インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」（福島県 第30条の2第2項）

「第16条第1項第4号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを利用した機器の提供に努めなければならない」（東京都 第18条の7第3項）⁵

「保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない」（埼玉県 第21条の3）⁶

「インターネットを利用することができる端末装置（以下「端末装置」という。）を青少年に利用させるために設置する施設を経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧又は聴取を防止するよう努めなければならない」（神奈川県 第23条の2第2項）

「インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフ

⁵ 「設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（略）第2条第1項に規定する図書館を除く。）」（第16条第1項第4号）

⁶ 「青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」（第11条第1項1号）、
「青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」（同第2号）、
「青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」（同第3号）

トウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない」(岐阜県 第 31 条第 2 項)

「保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者並びにインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報の内容が第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報（以下「有害情報」という。）について、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の閲覧、視聴又は聴取を防止するよう努めなければならない」(愛知県 第 18 条の 2 第 1 項)⁷

「インターネットを利用することができる端末設備（以下この項及び次項において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない」(三重県 第 18 条の 6 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たって、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように自主的に努めなければならない」(京都府 第 18 条の 3 第 2 項)

「端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報（以下「有害情報」という。）の視聴を防止するよう努めなければならない」(大阪府 第 26 条第 1 項)

「端末設備を公衆の利用に供する者は、インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択する機能を有するソフトウェア（以下「フィルタリング・ソフト」という。）の活用その他の方法により、青少年が当該端末設備を

⁷ 「著しく性的感情を刺激するものであること」(第 6 条第 1 項第 1 号)、「著しく残虐性を有するものであること」(同第 2 号)、「自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること」(同第 3 号)

利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講ずるよう努めなければならない」(兵庫県 第 24 条の 3 第 1 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(和歌山県 第 21 条の 7 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(岡山県 第 25 条第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(広島県 第 42 条の 2 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(徳島県 第 15 条の 2 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(香川県 第 17 条の 3 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならな

い」(愛媛県 第 5 条の 10 第 2 項)

「インターネットを利用することができる端末装置(以下「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、第 16 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない」(福岡県 第 14 条の 2 第 1 項)⁸

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(大分県 第 22 条第 2 項)

「保護者及びインターネットを利用することができる端末設備を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報を、一定の条件により、受信するかどうかを選択する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(宮崎県 第 22 条)⁹

「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(鹿児島県 第 26 条の 2 第 2 項)

⁸ 「青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの」(第 16 条第 1 項第 1 号)、「青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの」(同第 2 号)、「図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が 20 ページ以上又は総ページ数の 10 分の 1 以上を占めるもの」(第 16 条第 2 項第 1 号)、「電磁気等記録媒体であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて 3 分を超えるもの又は当該描写が 20 場面以上を占めるもの」(同第 2 号)、「表紙又は包装箱その他の図書類の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載しているもの」(同第 3 号)、「図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして、青少年の閲覧又は視聴を不相当と認めたもの」(同第 4 号)

⁹ 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(第 11 条第 1 項第 1 号)、「青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(同第 2 号)、「青少年の自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(同第 3 号)

3 端末装置の販売・貸付事業者に対して努力義務を課しているもの

「端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう)は、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないようフィルタリングに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(宮城県 第16条第3項)

「端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない」(福島県 第30条の2第4項)

「端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない」(岐阜県 第31条第3項)

「端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない」(愛知県 第18条の2第2項)

「端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない」(三重県 第18条の6第3項)

「端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たって、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう自主的に努めなければならない」(京都府 第18条の3第3項)

「端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない」(大阪府 第26条第2項)

- 「端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（略）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフトに関する情報を提供するように努めなければならない」（兵庫県 第 24 条の 3 第 2 項）
- 「インターネットを利用することができる機能を有する端末設備（電気通信事業法（略）第 49 条第 1 項に規定する端末設備をいう。）又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、インターネットを利用して提供される情報の全部又は一部が第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を周知する等インターネットを利用する青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずるよう自主的に努めなければならない」（奈良県 第 19 条の 2 第 2 項）
- 「特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（略）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」（和歌山県 第 21 条の 7 第 3 項）
- 「インターネットを利用することができる機能を有する端末設備（電気通信事業法（略）第 52 条第 1 項に規定する端末設備をいう。）又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインターネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該情報のうちその全部又は一部が第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を青少年に周知する等インターネットを利用する青少年の健全な成長が阻害されることのないよう努めなければならない」（鳥取県 第 12 条の 2 第 3 項）
- 「特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（略）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備（携帯電話を含む。）の販売、頒布又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングの機能を有するソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない」（岡山県 第 25 条第 3 項）
- 「端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（略）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有

害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(広島県 第 42 条の 2 第 3 項)

「特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようフィルタリングに係る情報その他必要な情報の提供に努めなければならない」(徳島県 第 15 条の 2 第 3 項)

「端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(香川県 第 17 条の 3 第 4 項)

「端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(愛媛県 第 5 条の 10 第 3 項)

「端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない」(大分県 第 22 条第 4 項)

「端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(鹿児島県 第 26 条の 2 第 3 項)

埼玉県 第 21 条の 3(略)

4 特定通信役務提供者(プロバイダ等) に対して努力義務を課しているもの

「特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(福島県 第30条の2第3項)

「電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者(以下「インターネット事業者」という。)は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)を利用したサービスを開発するとともに、利用者に提供するように努めなければならない」、「インターネット事業者は、利用者と契約を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するものとし、及びこれを利用することが可能であることを標準的な契約内容とするように努めなければならない」(東京都 第18条の7第1項・第2項)

「特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、特定電気通信設備(同条第2号に規定する特定電気通信設備をいう。以下同じ。)の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に入力された情報の全部又は一部が第18条第1項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を提示する等インターネットを利用する青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずるよう自主的に努めなければならない」(奈良県 第19条の2第1項)

「インターネットに接続している自動公衆送信装置(著作権法(略)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。)の設置者は、当該自動公衆送信装置の記録媒体に記録され、又は当該自動公衆送信装置に入力された情報の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない」(鳥取県 第12条の2第2項)

「特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴

することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない」(香川県 第 17 条の 3 第 3 項)

「次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害しないようにするための遵守すべき基準についての協定又は規約を締結し、又は設定するように努めなければならない。

一・二 (略)

三 通信番組の提供の媒介に係るものであって、規則で定めるものを業とする者」(福岡県 第 15 条)

「特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(略)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない」(大分県 第 22 条第 3 項)

宮城県 第 16 条第 3 項(略)

岐阜県 第 31 条第 3 項(略)

愛知県 第 18 条の 2 第 2 項(略)

三重県 第 18 条の 6 第 3 項(略)

大阪府 第 26 条第 2 項(略)

兵庫県 第 24 条の 3 第 2 項(略)

和歌山県 第 21 条の 7 第 3 項(略)

岡山県 第 25 条第 3 項(略)

広島県 第 42 条の 2 第 3 項(略)

徳島県 第 15 条の 2 第 3 項(略)

愛媛県 第 5 条の 10 第 3 項(略)

鹿児島県 第 26 条の 2 第 3 項(略)

5 保護者に対して努力義務を課しているもの

「家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第15条第1項第1号又は第2号に該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(福島県 第30条の2第1項)¹⁰

「保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない」「保護者及び青少年の育成にかかわる者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等についての青少年に対する教育に努めなければならない」(東京都 第18条の8第1項・第2項)

「保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は聴取することがないように努めなければならない」(神奈川県 第23条の2第1項)

「保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、インターネットがその利用により有害情報(第10条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この章において同じ。)を容易かつ大量に入手できる特性を有することにかんがみ、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない」(岐阜県 第31条第1項)

「保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下この項及び次項において「有害情報」という。)を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない」(三重県 第18条の6第1項)

「保護者及び青少年育成関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たり第13条各号又は第13条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)を閲覧し又は視聴することがないように努めなければならない」(京都府 第18

¹⁰ 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるとき」(第15条第1項第1号)「青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるとき」(同第2号)

条の3第1項)¹¹

「保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない」、「保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない」(大阪府 第26条第3項・第4項)

「保護者は、インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報(第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。)を閲覧することがないように努めなければならない」、「保護者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら及び青少年の理解を深めるよう努めなければならない」(兵庫県 第24条の2)¹²

「保護者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(和歌山県 第21条の7第1項)

「保護者は、この条例の趣旨にのつとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るピラ等を受け取らないよう監督し、インターネットを適切に利用するよう青少年の教育に努める等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない」(岡山県 第27条第1項)

「保護者、家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング(インター

¹¹ 「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(第13条の2第1項第1号)、「著しく青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(同第2号)、「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」(同第3号)

¹² 「著しく性的感情を刺激するものであること」(第9条第1項第1号)、「著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること」(同第2号)、「著しく恐怖心を与えるものであること」(同第3号)、「犯罪を誘発し、又は助長するおそれのあるものであること」(同第3号)、「自殺を誘発し、又は助長するおそれのあるものであること」(同第4号)

ネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であつてその内容の全部又は一部が第16条各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)を、青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(広島県第42条の2第1項)¹³

「保護者及び青少年の保護と健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(徳島県第15条の2第1項)

「保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(香川県第17条の3第1項)

「保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たり有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない」(福岡県第14条の2第2項)

「家庭を構成する者及び学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、当該利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第20条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下「有害情報」という。)を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」(大分県第22条第1項)¹⁴

埼玉県 第21条の3(略)

愛知県 第18条の2第1項(略)

宮崎県 第22条(略)

¹³ 「青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」(第16条第1号)、「青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」(同第2号)

¹⁴ 「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれのあるもの」(第20条第1項第1号)、「著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれのあるもの」(同第2号)、「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれのあるもの」(同第3号)

6 都道府県に対して努力義務を課しているもの

「都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする」(東京都 第 18 条の 9)

「県は、前 2 項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする」(神奈川県 第 23 条の 2 第 3 項)

「府は、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく取組についての必要な助言を行い、並びに同条第 1 項及び第 3 項に規定する方法の周知に努めるものとする」(大阪府 第 27 条)

「県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする」(兵庫県 第 24 条の 4)

「県は、前二項の規定に係る取組に資するため、第 1 項に規定する者又は保護者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする」(福岡県 第 14 条の 2 第 3 項)